明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委三四）　一
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（同三五）　三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二九二）　六
〔公告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約・個人型年金規約の一部を変更する規約（平成十七年四月一日公告）の一部を変更する規約関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　二〇